

# A S S B

(オルタナティブ・システムズ・スタディ・ブレティン)

第3号 (1993年4月11日発行)

## 目次

- |                     |      |
|---------------------|------|
| 1. ポスト・バブルの地価動向     | 千田智之 |
| 2. テクスト主義という名の商品の意匠 | 国崎 俊 |
| 3. 環境倫理学文献解題        | 安藤一夫 |
| 4. 環境教育原論           | 安藤一夫 |

---

編集人 安藤一夫

発行所 A S S B編集委員会  
京都市中京区新橋木町通り竹屋町上る西草堂町178 京都ガイア研究所内  
tel. 075-212-2430 fax. 075-212-2655

会費 正会員 : 年間1口 10万円  
賛助会員 : 年間1口 3万円  
購読会員 : 年間1口 1万5千円

会費振込先 (郵便振替)

(口座番号) 京都9-67283 (口座名) 資本論研究会

## ポスト・バブルの地価動向

千田 智之

2月4日の第6次公定歩合引き下げにも動意づかなかった株式市場が、3月8日から急速に活況を呈し、東証1部日経平均株価は、3月の1カ月間で10.1%上昇した(終値ベース)。4月初めには、89年12月29日に記録した史上最高値 38,915.86円のほぼ半値を回復したことになる。従来は考えもできなかったことだが、併せて、円高が進行し、東京外為市場では、一時的に1ドル=113.50円の史上最高値を記録し、日銀の介入を呼んでいる。様々なうわさや思惑が乱れ飛んでいるが、株と為替に投機が行われ、《ミニ・バブル》が発生していると言うことができるかも知れない。

また、3月26日付で93年度公示地価が発表された(所轄、国土庁)。公示価格で見た《地価》の全国平均は、70年に開始された地価公示制度史上初めての2年連続対前年比下落である。特に、大阪圏では、住宅地・商業地ともに2桁の下落率が2年連続しており、これも今までになかったことだ。

《地価》は、どうなるのであろうか。今後の趨勢は、どう読めばよいのであろうか。今回は、これをテーマとして見たい。株価と景気水準については、機会を改めて検討したい。

## 公示地価と「実勢」の土地価格

冒頭に紹介したように、地価の下落が進行している。

今年度の地価公示で明らかになったのは、全国全用途平均で対前年比 $\Delta 8.4\%$ であり、2年連続で下落しているだけでなく、92年度の $\Delta 4.6\%$ から〈下落率〉がより拡大していることである。91年価格からの通算下落率は、12.6%になった(88年度の上昇率は、21.7%。ちなみに過去初めて下落した75年度は、 $\Delta 9.2\%$ )。これはあくまでも全国平均の話であるから、わずかとはいえ上昇している地域も当然ある。

しかし、前年度より続いている地価下落の特徴は、大都市圏を中心に進んでいることである。2桁の下落率を示した大阪圏は、住宅地では下げ止まった感(92年度対前年比下落率22.9%→93年度同率17.1%、以下同様)がないではないが、商業地では、19.5%→24.2%と拡大基調なのである。ところが、東京圏・名古屋圏では、住宅地・商業地ともに下落幅が拡大している。東京圏では、住宅地が9.1%→14.6%、商業地が6.9%→19.0%、名古屋圏では、同様に、5.2%→8.6%、7.6%→13.7%(いずれも、対前年比マイナス)である。

これらの下落率が、実際の土地取引で実現している地価(とりえず実勢価格=「時価」と言っておこう)の趨勢を表している訳ではない(ややこしい話だが、時価とは、相続税評価額のことだとする公的な規定もある)。

では、実勢価格はどうか。公示されている地価も現実に存在する、特定の土地(標準地と言う)を価格的に評価したものである。従って、同一の土地が取引されているのではないから、厳密に公示地価と実勢価格を比較評価することはできない。そこで、趨勢としての価格を平均的に考えるほかはないのであるが、例えば、大阪市中心部の商業地の実勢価格は、実際の土地取引では、昨年度

の路線価(相続税評価額)か、もしくはそれ以下であって、ピーク時の、つまり《バブル》価格の「半値」以下である。勿論、これをもって大阪圏全体や全国の大都市圏(東京23区と政令指定都市のこと)の地価水準を云々することはできない。

では、「公示地価」とは何であるのか。

地価公示法(69年制定)によれば、これが、市場性のある不動産について、合理的に形成される市場価値を示す「正常な価格」なのである。つまり、そこには、売り手にも買い手にも偏らない客観的な交換価値が現されるとされている。法律的に裏付けのある《地価》なのだ。これが、今年度では、全国で20,555地点に及ぶ「標準地」を対象に判定、評価されている(前年度では、17,115地点)。この標準地も厳密に規定された密度をもって、地域・用途ごとに定められている。

土地価格の判定評価ほど難しいことは余りないのではないか。不動産鑑定評価法(63年制定)や不動産鑑定評価基準が定められているにもかかわらず、日本ほど土地評価が多元的なところはないであろう。「1物4価」と一般に言われるように、土地については、固定資産税評価額、相続税評価額、公示地価(基準地価格が別に都道府県によって調査、評価される)、そして実態把握の難しい「時価」の4つの《価格》が存在する。

我が国の鑑定評価理論によると、不動産の価格、即ち経済価値の貨幣表示は、その不動産(土地)の「効用」、「相対的希少性」及び「有効需要の存在」によって決定されることになっている。ここでも、既に〈価値〉と〈価格〉の二元論があり、当然「土地市場」が想定されている。さらに、評価方式によっても導かれる〈価格〉は異なるのである。

これには、原価方式(原価法)によって算定される「積算価格」、比較方式(取引事例比較法)による「比準価格」、及び収益方式(収益還元法)の「収益価格」の3種類がある。詳細は避けるが、従来公示地価は、比準価格を中心に算定されていたが、92年度からは、収益価格も考慮に入れて判定されることになっている。比較方式では、実勢価格に追随するだけであり、地価水準が上がると乖離率が高まり、地価上昇率の低下局面では「高止まり」になるとの批判があったからである。つまり、実態に近似させるためには、収益価格的な評価を取り入れるべきだとの判断が働いている。

だが、収益価格は、「効用」の評価には一定の役割を果たすとしても、個別的要因を無視した静態的なものである。従って、地価の最低ラインを形成するものと言える。また、比準価格とは、実際の売買取引で成立した価格を根拠として算定するのであるから、事後的にならざるを得ず、個別的要因の一般化・客観化にブレが出る。従って、これらを根拠にいか数字を操作しても、公示地価とは、擬制的なものとなる。つまり、結局は文字通り「制度価格」と言わざるを得ない。

## 地価公示制度のコスト

今年度の公示地価の判定に動員された不動産鑑定士は、全国で1,938人(前年度は1,835人)であった。「標準地」は、全国20,555地点で、1地点を異なる2人の鑑定士が価格鑑定をすることになっているから、鑑定士1人当たり21.2件の鑑定作業をしたことになる。土地価格の鑑定は、「簡易鑑定」と呼ばれる平易なもので、通常1件15万円以上の料金(鑑定士報酬)が必要である。

地価公示のための鑑定作業は、国土庁の委託により毎年行われていることであるから、何らかの低

額措置があるものとしても、鑑定士の報酬として「簡易鑑定」の半額が保証されているとすると、1件7.5万円として1人平均約159万円、総額で30億8300万円のコストがかかっていると推定できる。これは、鑑定士報酬だけであって、所轄官庁内の作業費用、土地鑑定委員会（国土庁内に設置される審査委員会）の費用、公示のための準備・整理・集計などの費用も当然に生じる。これらの費用合計の推定は困難であるが、公示される「官報」の膨大な量を考えると、ざっと約45億円は全体で要したのではないだろうか。

この制度は、70年度公示がスタートであるから、初年度の準備期間も考えると既に25回の作業が行われていることになる。これらの総費用はどれ程になるであろうか。

「標準地」は、70年度ではわずか970地点であったが、74年度には14,570地点となり、それ以降は年々微増している。物価上昇率や鑑定士報酬の上昇もあろうが、1年度当たり平均20億円要したとすると、今年度まででざっと500億円と見てよさそうだ。

これだけの費用が、「適正な地価の形成に寄与することを目的」（地価公示法第1条）として使われた。税金が使われるのである。納税後の税金の用途に関心が薄い、とはよく言われることだが、〈費用対効果〉をあくまで問うべきだろう。もっとも、国民が「適正な地価」を知りたいと思えば、の話ではあるが。

いずれにしても、列島改造ブーム時の第1次地価狂乱（三大都市圏の全用途平均で言えば、73年度30.9%、74年度32.4%の上昇率）、円高景気時の地価バブル（第2次地価狂乱、同様に88年度43.8%、89年度12.2%、90年度22.1%）は、この地価公示制度のもとで起きたのである。この制度は、60年代後半の工業地を中心とした地価高騰の結果として、地価対策のために考えられ、確立された。また、それ以降70年代前半までに、現在施行されている土地関連対策の基本的な法律のほとんどが整備されたのである。

地価公示制度は、地価上昇に対して、そのつど地価評価の精度を高めることや判定地点を増加させるなどの「改善」が行われて来た。しかし、結局そのことだけを取り上げれば、何の役にも立っていない。にもかかわらず、制度そのものの見直しや地価公示法の改正は言われもしなかったのである。

《バブル退治》議論においては、魔女狩り同然のバッシングが諸方面に対して行われた。問題は、もっと基本的なところにあったのではないか。

この制度によって「適正な地価」を定めるのは、他にどんな目的があるのだろうか。法律の文面では、土地鑑定評価の基準、公的な土地取得の基準、土地収用委員会の算定基準、国土法による土地取引規制の価格審査などに適用されることになっている。そこでは、一般の国民にとってきほど重要な《指標》ではないように見えるかも知れない。

だが、91年1月に閣議決定された『総合土地政策推進要綱』によると、土地の相続税評価や固定資産税評価をできる限り公示地価にスライドさせることになっている。前者が8割、後者が7割をめどにと言う。また、国民経済計算体系（新SNA）における資産勘定の土地価額（時価総額）は、これを計算基準としている。公示地価の上昇や下落によって、国民総資産が増えたとか、減ったと表現されるのである。そのことが、ムード的に景気に与える影響は大きいであろう。

このように、知らぬまに、つまり法律的な裏付けのないままに、地価公示制度の重要性と影響度は

増大している。国民生活に直結する経済的指標となった。一般の勤労者に住宅が入手できるような地価水準の実現性を云々する前に、地価公示制度を国民的な議論の対象とするべきであろう。

#### 不良債権処理と土地の流通

1月27日に、金融機関の土地関連融資の不良債権を処理するための「共同債権買取機構」という名の株式会社が発足した。出資した金融機関は、162社にもものぼる（資本金約79億円）。設立前には、「機構」の機能について喧しく議論されたが、結局「不動産担保付債権の買い取り」によって、非課税の貸付債権償却を金融機関が行うことができることになった。

第1回の買い取り実施については、その実績が3月31日に発表された。新聞報道によると、35社からの持ち込みは、元本総額で6,817億円（229件）、買い取り額は、総額4,521億円となり、これによって元本額の33.6%、2,296億円の「売却損」がそれらの金融機関に生じたことになる。15兆円から35兆円とも言われる「不良債権」のほんの一部でしかないが、一応金融機関としての「処理」はようやく一歩進んだことになり、とりえず金融不安は回避されると判断されている。

80年代末の超金融緩和による、銀行などの不動産及び土地担保の融資姿勢の積極化と過当競争及びそれらのリスク管理の組織的な後退が、投機的な土地・株式購入ブームを生み、相乗的な作用と効果によって《バブル》が形成された。それが、すべての原因でないまでも、最も大きな要因だと見ることが、現在では、ほぼ定説となっている。

そして、91年第1四半期から景気の後退が始まり（もっとも、正式にはまだ認定されていないが）、「複合不況」と言う言葉が流行し、その名の発祥である同名の新書が一大ベストセラーとなった。不況の進行が、土地融資にからむ不良債権（銀行の不良資産とも言う）の累積的増加と、それぞれ別の要因でありながらシンクロナイズしたのである。これは、まったく初めての経験だった。しかも、金融機関がそれぞれ自力で処理できない規模に不良債権が、ほとんどの金融機関にわたって同時に膨らんだことも、かつてなかったことである。巨額の借金を抱えた不動産会社が、金利支払いができないにもかかわらず、整理・清算されないと言う異常な事態となっている。

地価の低落が不良債権の累積的増加となり、それがまた、金融機関の貸出姿勢を萎縮させ、土地取引が激減する。取引の減少は、ますます地価を低落させる。スパイラル的な資産デフレ現象が、既に2年間も続いているのである。

現象としては、資産デフレは、資産インフレと《対称的》である。だが、資産価格の上昇に比べて、その下落による影響と被害は、《非対称的》である。バブルが弾けて銀行が倒産すれば、その被害は、一般の預金者（要するに銀行の債権者）に及ぶ。地価が暴騰しても、土地を買えない人が広がり、また、相続税負担が大きくなるかも知れないが、金融不安を起こすことはない。

この非対称性が教えることは、デフレの被害をインフレで取り戻すことはできない、ということである。取引は不可逆的であって、時間の進行は止められない。たとえ、地価がある程度〈回復〉しても、それだけで不良債権を処理したり、債務超過に陥った企業を救済することはできない。

多くの議論は、地価の変動と土地の流動化を取り違えている。土地売買の頻度が上昇するから、地価が上昇し、それでさらに売買の頻度が上がるのである。現在の土地税制や税務・会計ルールが維持

される限り、地価は低い方が企業にとっても個人にとっても有利なのである。また、必要以上に買うこともない。買わない限り、あるいは買おうとしない限り、地価の上昇はないのだから。

しかし、困るのは、住宅ローンにせよ、不動産事業債務にせよ、借金が残っていることだ。しかも、債務の存在の有利性が税務的には薄められていることである。不良債権を共同債権買取機構が買い進んだとしても、地価に何の影響もない。

「機構」の発足を受けて、不動産業界大手は、その担保不動産そのものを共同で買い取る「会社」の設立構想を打ち上げた（2月19日付新聞報道による）が、どうやら立ち消えになったようだ。銀行などが、「機構」に一旦形式的にせよ債権を安く譲渡することができるのは、それ以上の課税利益を持っているからである。その利益の一部と償却額が見合うからこそ《損》が出せる。利益のないところでの、いわゆる「損切り」に経済的な意味はまるでない。

さらに言えば、土地は流動しなくとも、つまり所有権の移転がなくとも、その土地にとっての最適利用（何をもち最適とし得るかと言う基準は別とすると）は、不可能ではない。利用権が所有権を行使させないことはあっても、所有権の存在が利用形態を阻害するものではないのである。どの土地を、どのように《利用》するべきなのか、どのような利用形態が社会的に、あるいは経済的に要請されているのか、この議論なくして、地価水準の予測や不良債権処理に捕らわれるのは、社会的なロスであろう。

例えば、現在、道路等の《純粋共有地》、つまり共同の利用対象としての土地などは、全国土の14.0%で、住宅地の5.3倍もある。必要があるから道路等を人々は作ったのであろうし、まだまだ作って欲しいと言う要望が各地にある。これを土地の最適利用形態の一つとすると、我々はそれ故に高い道路用地買取予算を認めているのであろうか。道路公団の買取価格は高いことで有名であり、それ故にその対象地域の地価水準を引き上げてもある。社会的に認知された、不動産の最適利用には必ずその利用を実現する資金が充当されるのであれば、そのようなビジネス・デモクラシーが機能するのであれば、金融機関の「共同機構」も大手不動産会社の「共同会社」も必要ではないだろう。

少し話が飛躍し過ぎた。とにかく、今進行している不良債権処理は、金融システム維持に名を借りた銀行救済なのである。銀行の納税額を少し免除することで、銀行自身の資産を保全させていることになる。土地の有効利用や社会的な生活資本の充実も関係がない。時間と資源のロスだけが、そこでは《累積》しているのである。

従って、短期的には、つまりここ1～2年の間ということだが、不良債権の存在が地価と土地の流動と利用をも《硬直化》させている、と判断できるだろう。国土法規制などによって地価の上昇は厳しく抑制されており、逆に、金融的な不調がその下落を抑制している。そして、これらの地価抑制要因が土地の有効な利用の開発インセンティブを喪失させているのである。

政府や国土庁は、この間の土地施策によって「土地の資産としての有利性が縮減した」と自画自賛しているが、これはほとんどない間違いである。実物資産価値とは、その現在価格だけで計り得るものではない。土地神話が崩壊したとも言われているが、《神話》は、「平均価格」や制度としての「公示地価」においてのみ成立していたのである。一般的な存在としての土地なるものがある訳ではなく、個別の所有・利用主体にとっては、個別の土地とその利用形態が問題であり、実は《神話》が生

きていたと考えられている時代においても、すべての土地が値上がりし続けたという事実はない。

もし抜本的な制度改革がないとしたら、中期的にも、つまりここ3～5年間は、地価は硬直的だが、「平均的」には緩やかな下降を示すだろう。大企業の総資産利益率は逡減しており、国際経済とのバランスにおいても、特異な企業は別として、日本経済に際立った超過利潤や剰余所得の発生はなさそうだ。そうすると、土地投機に振り向けられた投機的金融（過大な銀行信用の供与）を返済で賄うことは難しい。投機的金融は短期的な性質のものであり、それが不良化し、固定化すると金融機関自身の資金繰りは最悪の状態となる。

もともと、土地投機は、所得介入を狙ったものであるから、剰余所得の再配分によって充当されるものである。その企業所得や雇用者所得が目減りすれば、投機的金融を回収することはできない。銀行などの金融機関も不動産会社も、「中間業者」に過ぎないのであるから、自ら内に超過利潤を生み出す能力はない。従って、当面は低金利政策や税制的優遇策などの「公的損失補填」で、そして、いずれは直接的な公的資金の導入によって、過大融資（その反対は債務超過）の傷口を埋めるほかにないのである。

#### 二重土地市場仮説

市場とは何か、に答えることは我が身に余る。市場経済とか市場システムなども平気で使っているが、基礎的な概念としていざ定義しようとするの大変だ。ここでは、常識の範囲内でイメージされていることにしておこう。経済学は、経験科学とも言われている通り、「常識」がその対象である。もっとも、常識を越える現象もないではない。そのようなケースでは、例えば「バブル」とか、「スタグフレーション」などの呪文のような言葉で済ませばよいだろう。

株式市場のようなものを狭義の「市場」とすると、土地市場などは現実にはないのだから、このような使い方は、「需要と供給を、価格と取引量の変動によって均衡させる機能一般のこと」と言う広義の「市場」としておく。

表題の《仮説》は、労働経済学で言う「二重労働市場仮説」のアナロジーである。日本の土地市場においては、この仮説が成立するのではないか。また、このような二重構造を想定しないと、説明のつかない土地取引や土地価格が存在するのである。もっとも、正常な市場（例えば、地価公示法が想定するような「正常な価格」を生み出すもの）があり、正常に機能しているのかどうかは、なかなか確かめられるものではない。

現在の社会編成の基本的なルールの一つに土地私有制があり、土地の売買その他の取引が認められている。それを売買したり、交換することによって《地価》は成立する。《交換》が所有権を成立させたと言うヘーゲルの洞察はさておいても、地価の存在とその変動に「所有形態」が当然関係していることは言うまでもないだろう。土地は、現在の日本では、個人・法人企業・国家を含めたその他の団体や機関などによって保有されている。これらの「所有形態」が現実に《地価》に影響を与えることになる。

自治省の『固定資産の価格等の概要調書』（出典国土庁編『平成4年版土地白書』）によると、90年度で全国土の56.6%（2,138万ha）が「私有地」である（但し、道路等を除くと65.8%）。その他は、

国公有地29.4%、道路等14.0%である。私有地のうち、全地目で見ると、個人所有が86.3%、法人所有が13.7%となっている(91年度)。但し、これを宅地で見ると、全国では、123.8万法人によって、その24.2%が所有されていることになる。大都市では、この比率がさらに高くなる。公式には、東京都23区と政令指定都市を大都市区域と称しているが、そこでは30.8%の宅地が法人に所有されているのである(東京都区部では、27.5%)。

法人の土地所有は、面積及び所有法人数ともに毎年増加している。特に、86年以降の地価上昇にともなって、法人所有の増加率も高まっている。これには、一般的に業務用の土地取得(ビルや工場の建設目的)や不動産業などの販売用土地取得などの拡大が考えられる。また、個人資産家などが相続税対策や法人優遇税制の適用のために、所有土地をわざわざ法人に移転することもある。節税という課税回避のためである。これらの動きも、土地所有の(法人化)を促進しているのであるが、ここで問題としたいのは、欲の深い資産家のテクニックではない。また、デベロッパーと呼ばれる不動産業者の土地在庫(ある種の仮需ないし先行投資で(投機)との区別が難しい)についても、一応別としておこう。

土地所有の法人化の進行は、それがどこまで進むのかという重大な検討課題もあるのだが、産業構造や勤労条件などに様々な影響を与えることは間違いない。これは、さらに、地価の上昇の直接的な要因であり、その低下局面を押し止める作用の原因ともなる。個人と法人の購買力の差は大きく、土地資産を「金融資産」と化するものでもある。

今後の地価動向の分析とは異なった観測のように受け取られるかも知れないが、価格変動に関係なく成立する土地資産の希少性価値は、一旦法人所有となった土地が一般的な意味での「市場」に供給される割合を減少させるだろう。それでも、企業は、決算対策や利益操作のために保有土地を処分することも十分あり得る。だが、せっかくの優良な土地資産を企業の「外部」に流出させたのでは、ライバル企業に機会利益を与えることにもなりかねない。そこで、子会社などの支配可能な会社やグループ会社或いは系列、関連会社にその処分(売却)すべき土地を持たせることになる。ここでは、合法的に土地売買がされているとしても、あくまで「内部」の取引でしかない。そのようなケースを「内部市場」での取引と言うことができるだろう。

このような意味で土地市場が《二重化》されていることを、「二重土地市場仮説」と呼ぶ。国土庁の「土地保有移動調査」なども存在するが、データとしてこの《仮説》を立証することは今のところできない。しかし、法人所有の進行は同時に土地市場の二重化の進行でもあるのだ。このことは、不良債権処理のために設立された「共同債権買取機構」の動きにも連動している。

二重市場の問題点は、まさにダブル・スタンダードの問題である。また、土地を需要しようとする企業や個人が一般に関知できないブラック・ボックスが形成されることも問題であろう。さらに言うならば、地価公示制度が「完全市場」を前提とし、現実の土地市場が「不完全」であることを補完しようとしているにもかかわらず、二重市場は、土地市場をより一層不完全で、それ故不均衡なものとするのである。

従来から「買い戻し」特約付きの土地取引は少ない割合だとは言えあったのは事実である。しかし、二重市場はそれ以上に問題を持っている。債権の形式的な譲渡によって、税負担のない償却を行うと

いう不良債権処理方法も、明らかに市場での自由取引に反する行為である。これらのことを公然化することは、適正な価格を形成する市場の育成などと言う掛け声からは程遠いと言わねばならない。

この「二重土地市場仮説」が立証できれば、現在の土地取引慣行や地価公示制度、国土法による地価監視などの規制は役に立たず、しかも、それらの「制度」を維持することこそより一層《地価》の需給バランスからの乖離を生んでしまうことを証明できるだろう。もっとも、地価形成を歪め、土地取引を不均衡で不安定なものにしているのは、それだけに限られたことではない。土地税制や建築基準及び土地利用規制、土地担保融資主義など、他にも様々な原因がある。全体的な《制度》や価値観の問題であって、この《仮説》も単に企業エゴイズムに原因を求めてはならないだろう。

#### 地価と制度改革

土地問題の解決について、政府が何の有効な努力も施策もしていないとまでは言うつもりもないし、それを実証するためには膨大な作業が必要だろう。しかし、「人々のためにしなければならぬが、彼ら自身では、個人的努力によって全然できないか、または、あまりうまくできないことをするのが、政府の正しい目的である」(エイブラハム・リンカーン)という警句が正しいとしても、政府が「うまくできる」とは限らないし、「正しい目的」が間違った手段を正当化することはあり得ない。

ところで、現在の社会では極めて多くのことが、産業ないし企業と政府によって行われ、賄われている。土地問題がもし解決できないのであれば、産業か政府の行動、システムや形態などのいずれか、或いはそのすべてに問題があると見て間違いない。土地問題の解決が、国民的な焦眉の課題だとされながら、政府や産業の何らかの在り方に変更が加えられないのであれば、実は解決しようと誰も本気で考えていないことになる。

土地問題とは、今のところ地価問題に矮小化されている。地価が高いことだけが問題視されているのである。それは、我々が形成して来た《資産》の価格が高いと言うことと同義なのだ。資産とは富みである。我々は、それが高いと文句をつけている。しかし、何に価値を認め、何を重視するのかは、人々が決めることであろう。つまり、資産とは、共同幻想の産物にはかならず、約束事であり、従って《制度》なのだ。

経済学的には、この資産価格や地価の決定については様々な理論がある。それらを検討する余裕はないので、国土庁レベルではどのような研究が行われているのかを見よう。

前に触れた『総合土地政策推進要綱』で、「地価動向の常時的確な把握及びその予測に努める」ことが謳われたのを受け、国土庁では、91年に「地価動向指標開発研究に関する調査」なるものが実施された。その一部が、『土地白書』に取り上げられているので、それを次頁に表にまとめた。もっとも、この「調査」が言う地価とは、公示地価であることは言うまでもない。

次の表に使われている「指標」類には、若干説明を要するものがある。一般的に、常識の範囲で理解できないものも含まれているし、そのデータの収集が容易ではないものもある。詳しい説明はやむを得ず外すとして、ここで調査研究の対象となった期間は、83年から91年までであり、公示価格が比較の根拠となっていることなどは注意しておかなくてはならない。つまり、対象となっているのは、所謂《バブル》地価であり、経済状況や土地取引環境としては「異常」だと言われてもいたのである

から、調査結果の信憑性を薄弱なものとしている。いずれにしても、期間が短く、基準とするデータに限界があるため、有効な結論とは思えない。『白書』そのものが、「必ずしも普遍的な結果ではない」と認めてもいる。

従って、例えば「先行的な指標」として「株価」が上げられているが、今月の株価の〈回復〉が地価の回復を期待させると読むことはできない。

	経済のファンダメンタルズに関する指標	直接的かつ地域的な指標
先行的指標	(株価)	中古マンション登録数 同上売出値 土地移転件数
一致指標	マーシャルのk	不動産業貸付 新規賃料に対する不動産収益率*
遅行的指標		新規事務所賃貸料
相関性が認められる	約定平均金利* マネーサプライ 国民総生産 固定資本形成 手形交換高	土地登録数 土地売出値 新築マンション契約率 同上在庫伸び率 (持ち家着工数) (賃貸住宅着工数)
相関性なし	消費者物価 債券利回り	分譲住宅着工数 建築費 不動産業資金繰り判断DI

( ) 内は、相関性が認められても薄いもの

\* 印は、マイナスの相関が認められるもの

この「研究調査」の手法は、事後的な公示地価の変動を、取り上げた「指標」の変化と時系列的に比較するものである。それは、地価変動の生ずる要因を、経済のファンダメンタルズに当たる指標が一定の状況にあること、に加えて、地価に直接影響を与えると考えられる地域的な指標が一定の状況にあること、の二つの条件が必要であると《想定》することによって、様々の指標を取り上げたものである。

この結果を批判することは容易である。しかも、「調査研究」とおおげさに言う程の《発見》はな

く、ほぼ通念を確認したにとどまっている。指標類を見ても、そのデータそのものが現実からかなり遅れて集計されるものであるから、予測には役に立たないだろう。但し、その情報の開示に多少問題があるとしても、「地域的」な指標として取り上げられているものの中には有効なものもある。

だが、公示地価の上昇に中古マンションの登録数や売出値、或いは土地移転件数の伸び率や増加などが「先行」するとしても、それらをどうして先行的に知り得ようか。公示地価が上昇すれば、事務所賃貸料が遅れて上昇（その逆もあるから相関性が一致していることになる）すると言う「結果」は、借地・借家法の存在を評価しているとは思えない。

このような調査を見ても、地価形成の現在の問題点は把握できないといえる。それを放置して「予測手法」を《開発》するのは、本末転倒ではないか。このような研究をしても、自己撞着の罠に陥るだけであろう。

公示地価の伸び率や低落率とは、もともと需給の対象となっていない土地の価格評価を平均化したものであって、実際の土地取引には変動幅の増幅要因である。実際の土地取引の面積や価格、それらの需給目的や売買主体、資金調達方法などを綿密に調べる方が、余程意味のあるデータを得られるのではないか。それができれば、「二重市場仮説」を実証することも不可能ではない。年間約 200 万件前後の全国の土地取引を調査分析し得るのは、政府しかないだろう。私権の干渉と言われるのを恐れるならば、土地問題を国民的課題などと言わないことである。

制度としての《地価》を捻くり廻しても実は仕方がない。《制度》を変えなくては解決は不可能であろう。かつて、アルフレッド・マーシャルは「人間の生活条件には、突然の大改善などということはありません。というのは、生活条件が人間を形成するとともに、人間がこうした条件を形成しているのであって、人間自身が速やかに変わり得るものではないからである」と言ったが、そうだとすると道はないのだろうか。

だが私は、次のようなアレクシス・ド・トックヴィルの指摘に与したい。彼は、「われわれが必要欠くべからざる制度と呼ぶものは、往々にしてただ単に、われわれがそれに慣れ切ってしまった制度であるにすぎないし、また社会の仕組みについていえば、いろんな社会に住んでいる人間が想像しているより、もっと可能性の範囲は広いのだ——わたしはこう考えたい」と言ったのである。

地価は下げられるが、しかし？

本当に我々がそう望むのであれば、《地価》を下げることは不可能ではない。現在の地価低落傾向には、政策的な強制の要素があり、市場経済としては問題である。だが、戦後の「農地解放」のように抜本的な制度改革を、日本は経験している。必要なら宅地解放ができないという理由はない。

戦前に、かの強大な権力であった旧帝国陸軍ですら達成できなかった農地改革を成し遂げたのが、連合国軍総司令部（GHQ）である。人々に文句を言わせない圧倒的な強制力があつたかも知れない。だとしても、当時のすべての小作農民がそれを支持し、歓迎したのである。そして、農業生産性は飛躍的に高まり、一時の食糧危機を乗り越えることができたのも事実であり、その後の高度経済成長の要因ともなったのである。そして、問題も当然発生した。

地価が高いのは何故か。需要に比べて供給が少ないから、というのが経済理論的にも納得のできる

唯一の答えであろう。では、供給が少ないのは、日本の国土が狭いからか。いや、そうではない。供給を制限する力が働いているのであり、地価が高いことを前提とした制度や構造が確立されているため、その方が、社会が円滑に「進歩」し、経済が「成長」したからである。土地は皆の《貯金箱》であった。その前提を崩し、そうではない制度や構造を作れば、地価は我々が希望する水準にまで下げることができる。また、そのように整合させるための政策を執れば、宅地は量的には平均的に十分供給できる。

だが、すべての人が《希望》する土地を買うことはできない。皆が芦屋市や豊中市に住むことは不可能であることは言うまでもない。特定の場所の宅地供給量を増加させることは不可能である。そうすると、「すべての人にその欲するだけのものをすべて与えるのには不十分である」という意味においては、財貨は常に不足している。そして、価格そのものがこの足りない供給量を配給するという役を常に果たしている（P. A. サムエルソン）という市場システムを認めざるを得ないのであるから、また、どこかでいつか地価は上昇せざるを得ない。

我々は、この価格システムそのものまでも否定しようとしてはいない。地価水準を下げよ、と国民が望んだとしても、価格システムを破壊せよ、とは望んでいないでしょう。では、現在の土地政策的な諸政策、つまり「対症的療法」は、結局何の解決にもならないのである。

短絡的に言えば、戦後の高度経済成長は工業化と都市化によって生み出された。人口の増加と生産性の伸びがマッチしたと言いかえてもよい。従って、所得が増大した。企業所得も個人所得も増大したのであるから、それぞれに購買力がついたのである。供給が《制約》されているものに、需要が集中すれば、価格は上昇せざるを得ない。選好と集中を市場的に解決するものが《価格》である。

土地供給を制約する、つまり阻害する要因とは何であったのか。農地法、農業保護政策、土地譲渡課税、軽微な固定資産税、建築技術や基準法、急激な都市化に対して不足した社会資本、線引き制度、借地・借家法、法人優遇税制、担保融資制度、低廉譲渡禁止原則、等価交換への様々な制約……、ありとあらゆることをその原因に挙げることができるだろう。要するに、産業構造と諸々の政策がすべて土地の供給制約要因と化し、土地価格を上昇させた。ついに、住宅ローン制度や大企業の住宅取得助成制度が登場し、高い地価を前提とした、それらのシステムがますます地価を押し上げることになる。分譲マンションなどと言う〈区分所有権〉の「発明」はその最たるものである。

規模の大きい共同住宅を小さい所有権に分割することと土地の高度利用のために高層のマンションなどを建てることでは、全く意味も事後的な影響も異なるのである。賃貸共同住宅ならば、まだ悪影響は軽微であろう。だが、分譲マンションという一種のイノベーションは、地価が高く、少ない宅地の有効利用のように考えられるが、まったく逆のその場限りの対応でしかない。住宅は一個建てが良いとかの趣味、選好の問題ではない。土地の世代的なリサイクルの停止、土地利用形態の硬直化によるリストラの阻害、建築技術上の諸問題（メンテナンスやリニューアルなど）から考えても、まったく非合理的な形態なのである。分譲マンションは、長期的な観点からは明らかに土地供給の阻害要因なのである。

いずれにしても、このように複合的かつ重層的な諸要因が、《制度》として土地供給を阻害している。地価の上昇を前提として成り立っている諸制度がありながら、一方では、対症療法的な土地対策

がとられているのであるから、矛盾は爆発寸前であった。それを押さえていたのが、金融事情なのである。一般産業の資金需要は戦後一貫して強く、その需要圧力は、土地や不動産への資金供与を制限していた。過剰流動性や超金融緩和がなければ、第1次、第2次の地価狂乱はあり得なかったであろう。供給が制度的に《制約》されているところに、需要超過が発生したのである。

もう、《バブル》論議はよいだろう。大事なことは、本当に《地価》を下げる覚悟ができているのか、と言うことである。制度を改革すれば、それは可能なのだ。だが、制度の改革には犠牲も流血もあり得る。何の痛みもなく達成できることではない。

しかし、そこまで言えば、もはや空理空論の域に入ってしまう。現実的な《予測》に話を戻して、今回の長い議論を終わりにしよう。

地価がピーク状態にあった90年10月に、土地政策審議会企画部会長の談話として、「所得水準とのバランスから、地価の水準を84年当時のものに抑制すべき」という発言が小さく新聞に載った。経済的な取引の不可逆性を無視した馬鹿げた発言であると当時は考えていたが、つまりそんなことをしてしまうととんでもない被害が別に発生することすら考えもできないのかと思ったものだが、どうやらこれが政府首脳の《判断》として生きているようだ。と言うのも、その後、大蔵省幹部の非公式な見解に接することがあった。その見解とは、地価のバブルは、10年間相当の地価上昇に先行してしまったため、それを前提とした財政計画が必要になっている、と言うものであった。この2つの情報から考えられるのは、86年から90年当時の《地価》は、結局あと4～5年で〈回復〉して来るということである。但し、インフレ政策が執られない限り、《水準》訂正は当然行われる。

つまり、《バブル》時代とまったく同一の価格水準に回復することではない。先ず、地価税などの土地保有コストが新しく賦課されているのであるから、土地資産収益はその分だけでも確実に減額される。そして、固定資産税や相続税の資産課税が、公示地価にスライドされるため、キャピタル・ゲインと税負担とに対して働くバランス感覚が地価を抑制する要因となる。

ところが、土地譲渡税の軽減は当面考えられるものではないから、この点では土地供給が増大することはない。だが、農業生産性の上昇や農事法人及び一般法人による農業経営の規制緩和の進展があるとすれば、農地の転換が広範囲に進むだろうし、これまでの手厚い農業保護政策が停止し、農地価格がその生産性水準にふさわしいレベルまで下がると考えられる。かりに農業が完全自由化され、直接間接の補助金がゼロになれば、農地価格を33%下落させるという試算もある。農地の価格低下は、一般の土地価格の水準を《訂正》する大きな要因となる。

さらに、長期的にも人口の伸び率の低下（92年10月の総務庁推計で、0.33%、戦後最低）は、日本経済の自然成長率を低下させる大きな要因である。高い経済成長がなくとも生活水準を維持することが可能となるかも知れない。マクロ的には地価水準に影響しないはずがない。

だが、地価上昇要因も一方では依然として存在している。特に、今後の選挙制度改革の方向によっては、都市部の社会資本投下が拡大され、新しい「都市化」の動きを形成するかも知れない。地域的な人口移動と生産性の上昇、労働条件や生活構造の変化などは、大都市周辺の地価をいずれ押し上げる要因として働くであろう。これらについては、特に注目しておく必要がある。

(1993. 4. 7. 記)

## テキスト主義という名の商品の意匠

国崎 俊

柄谷行人と富岡多恵子の対談が『文学界』3月号に載っている。この対談における柄谷について、日本経済新聞1993.2.17.付のコラム『文化往来』は、「なんのかんのこと言っても四十歳以下の若手作家や文芸批評家に圧倒的な影響力を持ってきた」柄谷に「重大な転回が訪れていることを如実に伝えている」とし、「柄谷の影響下に、というよりその大きな傘の下でものを書いてきた批評家や作家は、この発言について、地に足のついた自らの言葉を発する時がきている」と結んでいる。『文化往来』の言う「重大な転回」とは何か。柄谷の発言を直接引いてみる。「要するに『人格』ということが、いろんな意味で大きいと思った。」「その人格という言葉は、ぼくは今までいやだったから使ったことがなかった。大正ヒューマン主義の言葉ですから。しかし、最近よくわかるようになった。」「ぼくは、テキストしかないという考えが、今ものすごくいやなんです。作品なんかどうでもいい。」「作者なり人間なりがあらためて重要なんだというふうに思うんですよ。」「ある意味では、テキストとかそういうことは、自分が言ってきた事柄なんですけど、だから自分がそれに反対してもいいわけですよ、自分で言ってきたら。」

これらの発言は、中上健次の死をめぐって、柄谷の中上への思い入れを通してなされたものではあるが、その特別な場に限ったものではなく、かえって現在の柄谷の現実への態度を鮮明に示したものと見てよいだろう。“今やテキストなんかどうでもいい、人格が問題だ”と言う柄谷は、転向者としてのナイーヴさからテキスト主義者浅田彰について、「もちろん頭が良くないこととありえないことかもしれないけど、彼は人格として、ほとんど信じがたいような人間ですね。ほとんど『無私の人』ですね」と言っている。これを浅田はどのように読んだらうか。柄谷一派は分解の危機に直面している。『空間批評』No.9 (1993.4.)の柄谷、浅田、岩井克人の対談は、このあたりの微妙な関係を感じさせておもしろい。岩井は柄谷に「ぼくは『テキスト』という言葉は好きではないのですが云々」と媚びを売っているが戸惑いは隠せないでいる。『文化往来』も言うように、柄谷一派の人々は「地に足のついた自らの言葉を発する時がきている」ということだろう。

だが、柄谷一派のことなど実を言ってもどうでも良いことだ。問題にしたいのは、そもそもテキスト主義とは一体なんであったか、ということだ。作品を作者から切断し、ただもっぱら作品を対象としてそれを分析し、読み解くというそのテキスト主義は、当然のことだが、作品を作者=人格から切り離して対象にしうということが前提されている。柄

谷は書いている。

「“作品”の外にどんな哲学も作者の意図も前提しないで読むこと、それが私が作品を読むということの意味である。」(『マルクスその可能性の中心』1978.1. 講談社 p.7) 彼は後に「作品とテキストを区別しなければいけない」(『内省と廻行』講談社学術文庫版 p.104)としてその関係について論じているが、ここではその点は問題ではない。作品あるいはテキストと作者とが切断されなければならないと主張されていることが確認されれば良い。このことは今一度確認するが、作品あるいはテキストと作者とが切断されるという現実を前提しているということである。これは一体何を意味するか。

芸術作品にせよ、学術作品にせよそれらおよびそれらの作成過程等が商品世界に決定的に浸潤され、資本の運動に深くとらえられたということが第一である。芸術作品や学術作品が商品形態をとるということはずっと昔からあった。しかしそれらが一般に・ほとんど常に商品形態をとるようになるには一定の歴史過程が必要であった。労働力商品の再生産過程、いわゆる最終消費の諸過程をも直接に資本の運動がとらえ、そこに独占が成立すること、またいわゆる非物質的生産物を生産する生産過程をも資本の運動が直接にとらえ、これまたそこに独占が成立すること、こうした歴史過程が必要であった。芸術作品・学術作品はそれを制作する人格ときわめて密接につながっており、したがってこの生産過程を資本の運動がとらえる場合、形態的包摂が主要なものにならざるを得ない。機械制大工業の下での大量生産という具合に、資本の下への労働の包摂が実質的包摂にまですすむということは直接には不可能である。個々の作品がいかに商品形態をとろうとも常に・不可避に作者の固有の人格がそれらに刻印されており、この濃密な関係を相対化することは容易ではない。ベンヤミン言うところの複製技術時代の到来はこの“相対化”の過程を大きく進めることとなったが、しかしこの過程は同時に芸術作品・学術作品と作者の人格との絶対的關係性を強めることにもなった。これは例えばベストセラー現象を考えれば良くわかることだ。再びだが、商品-資本の運動はこれらの生産過程をいわば外堀を丹念に・徹底して埋めていくように浸潤し、とらえていったのであって、芸術作品・学術作品といえども資本の運動に合わせて、その要請に従属して制作されるようになった。いわゆる人気作家がいかに徹底して出版独占資本に管理されているか、学者世界がいかに競争原理に貫かれた業績主義に支配されているか、といったことを考えればこのことは良くわかる。更にこの同じ過程は、複製技術時代の到来と丁度見合う形で、当該生産過程が“大衆化”していったことでもあった。膨大ないわゆるサブ・カルチャーと呼ばれる世界が出現した。芸術なるものや学なるものが従来のそれ固有の<場>を失い、“大衆化”の波のうちに呑み込まれていくという現代の様相が進行していく。こうして作品と作者との濃密な関係性は次第に相対化されていくこととなる。

以上の第一の過程に平行して、以下の第二の過程が生じた。第一の過程は、当然のことだが、作者・その人格を変容させるのであって、かつて言われたものとは決定的に質の異



なったものとしての“人間内面の社会化”が進行することとなった。個人・人格・固有の内面といったものが社会と向きあうといった構造の根底的な崩壊である。この事態について例えば中島梓は次のように言っている。

「私たちはもはや語の正統的な意味での『個人』たりうることはできない。私たちが『個』であるとき、それは文字どおり、はてしなく矮小な有限な、無力な一億分の一にすぎない、ということであり、一方私たちが何かかたろうと欲したとき私たちに許されているのはただ、あらかじめ予期された何かの役割をまとうということだけである。」  
(『文学の輪郭』筑摩文庫版 1992.5. p.150)

「私たちが途方にくれさせ、ありとあらゆる多様性の中に立ちすくませ、自分自身というものを見失わせてしまうのは、・・・現代の社会における、『絶対性』の欠如、私たちの存在の、凄まじいばかりな『相対性』である。」(同 p.12)

こうした事態がなければ、主義としてのテキスト主義なるものが成立し、一定の共感を社会のなかでもちうることはできなかつたに相違ない。テキスト主義という現実に対する一つの態度もまた中島の言う「あらかじめ予期された何かの役割をまとう」ことであるに過ぎない、つまりそれはまさしく今日の商品が纏う一つの意匠にほかならぬ。商品世界は人々の個性・固有の人格・固有の内面といったものをことごとく社会のうちに溶解させるにいたった。今日の子供達を見よ。彼らはかつてあった一個の人格へと自らを形成していく過程、つまり親や、学校の教師や等々との対決といった過程を経つつ自らを人格へと形成していった過程をやはり許されてはいない。彼らは早くから社会のうちに投げ出され、社会に真向かわなくてはならない。疑似的にも・実質的にも“大人のつきあい”を強制され、それを生きていかななくてはならない。システム手帳をもち、子供同士でもちゃんとアポイントメントを取るなどといったことはもはや普通のことになった。彼らはきわめて慇懃であり、決して相手の「領分」に立ち入ろうとはしない。彼らはひたすら自分の「内面」を守り、それが傷つくことを避けているかに見える。だが実際のところは彼らに何か“守るべき内面”があるのではないのだ。内面が社会に侵され切ったことこそがそうした対応を不可避にしているのだ。

日本経済新聞 1993.3.29.(夕刊)に「若者に懐古ブーム 子供のころの話しましょ」と題した記事が載っている。そのなかで販売促進研究所女性のくらし文化室の伊藤秀子は次のように言っている。「最近、若者のグループにインタビューすると、他人と違う意見を言うのを怖がり、意志統一してからしか話せない傾向がある。だから過去に共通体験した話題なら安心して話せるし、反対する人が出てトラブルが起こったり、自分が傷つくこともないと考えるようだ」と。

柄谷のようにテキストにたいしていま人格を押し出すことはだから、彼自身が言うように「ほとんど反動的なことを言っている」(前出対談)ことにほかならない。だが、他方テキスト主義に固執することは、ますます商品の纏う意匠にとらわれることになろう。

## 環境倫理学文献解題

安藤一夫

### (1) 加藤尚武『環境倫理学のすすめ』

#### (1) その問題意識

加藤尚武著『環境倫理学のすすめ』(丸善ライブラリー)は、コンパクトななかに、環境倫理学の主張を要領よくまとめている。この書物を手がかりに、環境教育をとりまいている諸問題に接近しよう。

加藤は環境倫理学の主張を三つに分類し、そのうえで、これらの主張が、近代的な意志決定システムとは異質のものであることを認め、自己の問題意識を次のようにまとめている。

「環境倫理学は、三つの主張を掲げている。

I 自然の生存権の問題—人間だけでなく、生物の種、生態系、景観などにも生存の権利があるので、勝手にそれを否定してはならない。

II 世代間倫理の問題—現在世代は、未来世代の生存可能性に対して責任がある。

III 地球全体主義—地球の生態系は開いた宇宙でなくて閉じた世界である。

環境倫理学の主張は、現在までのところ、これだけである。しかし、この三つの主張のそれぞれのなかに含まれるものを調べていくと、近代的な意志決定システムについて、まったく新しい視界が開かれようとしていることが分かる。つまり、環境倫理学は、従来の意志決定の枠組みのなかで、『自然を守りましょう』という主張をしているのではない。むしろ次のような問いにまで進んで行くことが、環境倫理学の特徴なのである。

なぜ人類は地球生態系を破壊する可能性をもっているのか。

それを回避する有効な決定システムをもっているのか。

この問題を考えていくと、正義、権利、平等、自由というような価値の基礎概念や、近代化、進歩主義、保守主義というような歴史の基礎概念が、今日、どのような根本的な疑問にさらされているかが見えてくる。生態学という生物学のなかの一つの領域が、もしかすると歴史や経済学にまで影響をもちそうな様子が見えてくる。環境倫理学という鏡に、未来の文化の姿が映されている。

そこで環境倫理学の三つの主張の概要と、それと関連する問題のつながり方をざっと展望しようというのが本書のねらいである。」

(『環境倫理学のすすめ』、以下①と略記、はしがき)

この刺激的な問題意識はどのように展開されているだろうか。

#### (2) 世代間倫理

加藤の問題意識の中心をなしているものは「われわれが民主主義だとか、個人主義だとか言っている決定システムに構造的な欠陥が存在することがわかってくる」(①、1頁)ということである。そして、この点を浮き彫りにするものは世代間倫理の問題である。従って、世代間倫理から接近しよう。

「環境を破壊し、資源を枯渇させるという行為は、現在世代が加害者になって未来世代が被害者になるという構造をもっている。加害者と被害者が世代にまたがる時間差をもっている。

人類の過去が、約五万年あり、未来も五万年あると考えてよいだろう。石油や石炭などの化石燃料を人類が大規模に使い始めて約百年たっており、あと五〇年は使うことができるとする。人類十万年の歴史のなかで、わずか一五〇年間の世代が、化石燃料を使いきってしまうことになる。しかも、後に残される世代は大量の人口とその生活を支えるエネルギーを入手しなければならないという事態に直面させられる。現在世代は未来世代を梯子

に登らせて、後で梯子をはずすというに等しいことをする。資源枯渇も環境破壊も、ともに現在世代による未来世代の生存可能性の破壊である。これは人類の歴史上、奴隷制度とか、大量殺人とか、さまざまな犯罪が行われたなかでもっとも悪質な犯罪なのである。われわれは石油、石炭を使いきってしまうことによって、あるいは地球環境を破壊することによって、未来の人類の90%を殺害することになるかもしれない。

ところが民主主義的な決定方式は、異なる世代間にまたがるエゴイズムをチェックするシステムとしては機能しない。それは構造的に民主主義は共時的な決定システムであり、地球環境問題が通時的な決定システムを要求しているからである。封建主義的な決定システムから近代的決定システムへの転換とは、すなわち近代化とは、通時的決定システムから共時的決定システムへの転換であったからだ。われわれは、共時的決定システムを完成させることによって同時に現在世代の未来世代への犯罪をチェックするシステムを失ったのである」(①、4～5頁)

ここで加藤は、近代的な意志決定システムの欠陥をそれが通時的決定システムをもてないという点に求めている。そして、世代間倫理の問題はまさしく、この通時的決定システムを要求するものであるが故に、この欠陥を意識的に自覚することから出発する他はないという立場を表明している。

「未来への責任という倫理を、近代倫理の構造的な欠陥であると謙虚にみとめ、そして現在世代は未来の人類の生存のための犠牲を支払わなくてはならない。これが現在世界のもっとも中心的な課題である。

有限な資源を未来の人間と奪い合うという関係そのものを回避しなければならない。するとエネルギーについては、太陽エネルギーだけを使って、化石燃料は使わないという決定を下さなくてはならなくなる。埋蔵資源に

ついては、循環的に使って、未来の人間が、同じ物質を再利用できるという使い方をしなければならない。

ここから生まれてくる歴史のイメージは植物的である。年々歳々花相似たりというように毎年、毎年季節がめぐるようにして、あらゆるものが循環していく。本当だろうか。世代間倫理という原則を守ることによって、歴史性、世界の不可逆的変化はなくなってしまうのだろうか。実際にそのようなことは、歴史が存在する以上は、不可能であるに違いない。

実際には、人間の関与がなくても地球の生態系の自然老化という経過もある。だから、完全に循環するという要求は無理である。問題は未来世代と現在世代が共存型になることである。すくなくとも現在の文明は共存を現実には否定している。未来人を殺害しようとしている。人類が共存の責任を引き受けることが、まず肝心だろう。そこから維持可能な地球に向けて、現実的なシナリオを作らねばならない。

その責任を引き受けないことには駄目である。なぜ現在世代は未来の人間の生存可能性を保証するために犠牲を強いられるのかという疑問に、「責任あり」と答えなくてはならない。」(①、38～9頁)

### (3) 地球全体主義

世代間倫理を認める立場に立ち、通時的システムにのっとったライフスタイルを設計することは困難ではない。しかし、それを実行しようとするれば、大変である。加藤はその原因を「私たちの観念の内部に巣くっている『無限空間』という概念」に求めている。

「宇宙船地球号という概念を内側から骨抜きにするような観念的な仕組みがたくさんあって、入り組んでいる。自由も進歩も、無限空間という観念と手を結んでわれわれの文化のなかに定着していったのである。それは

“事実上は有限だけれど当面は無限とみなして差し支えない”という空間の概念である。どうして、そういう奇妙な概念に近代文化が依存することになったのだろうか。」(①、41頁)

このように問題をたてて、加藤は、「自由主義は無限の空間が存在しないと成り立たない」「平等という観念もまた、無限空間の想定を必要とした」、というように議論を進めていく。そして、この自由主義や個人主義が依存する無限空間を世代間倫理の観点と地球生態系の有限性という観点から否定する立場を地球全体主義と名づけ、これと個人主義、自由主義とが両立できないのかどうかと問うている。

「『自由な無限の空間』は、生態系のなかには存在しないのに、個人主義と自由主義はそのような空間を必要としてきた。もしも地球環境問題を解決しながら、なおかつ個人主義と自由主義の成り立つ余地をなくしてしまわないようにするには、人工的な『無限空間』を作らねばならない。それは大きなゴミ捨て場のようなものかもしれない。あるいは万能の再生工場のようなものかもしれない。その人工的な『無限空間』には、廃棄物を自由に投棄してもよいと決めて、その代わり人工的『無限空間』の費用をみんなで分担しなければならない。これは地球規模で無料の浄化装置や再生工場を有料化するという考え方である。」(①、47～8頁)

ここまで来ると、何かはぐらかされたと感じる。そもそも加藤の言う「無限の空間」とは観念のことであり、それは現実には有限なものを無限のものとしてあつかうということであった。だから、それは現実にそのような空間がつかれるかどうか、という問題とは関係がない。従って、ここでの加藤の提案は、地球全体主義と自由主義との折り合いをつけられるような実践的提案にはなっていない。

どうやら、生態系の有限性を認める地球全

体主義の立場からすれば、自由主義が制限されざるをえない、という加藤の問題の立て方に欠陥があるようである。このような問題の立て方は、自由主義や、環境倫理を、もっぱら観念としてしか扱えていないことによって、一方で自由主義と無限空間とを結びつけ、他方では環境倫理と地球生態系の有限性とを結びつけ、双方の関係を無限と有限との絶対的対立へと置きかえることができたのであった。こうして、近代的意志決定システムと環境倫理との関係は、自由主義対地球全体主義というように設定されてしまうことになるのである。

だが、近代的意志決定システムについてそれ自体を明らかにせず、その観念だけを取り出して、これと環境倫理とを対比してみたところで、それは観念の遊技にしかならないであろう。環境問題とは利害と利害の対立であって、観念と観念との対立が自立的なものとしてあるわけではない。

### (4) 自然の生存権

世代間倫理の問題と地球全体主義について見たので、次に自然の生存権の問題に移ろう。まず加藤のまとめを紹介しよう。

「人間だけに生存権があり、自然物に生存権がないとすると、人間の生存を守るという理由があれば、結局は自然破壊が正当化されてしまう。だから人間が生きることは重要だと主張しているだけではいけない。人間には他の生物よりも生存の優先権があるという人間優先主義を否定しなければいけない。この人間優先主義の考え方は、従来のさまざまな考え方の暗黙の前提になっているもので必ずしも自覚的に主張されているとはいえないが、これを明るみに出して問題にしなくてはならない。

この主張には、いろいろな形がある。人間以外のものに『権利』を認めることは、自然物に靈魂の存在を認めるのと同じことにな

る。自然物の権利という形でアニミズムの復権が図られる。個体に生存の権利を認めるのか、種に生存権を認めるのかという問題をはらんでいる。

(中略)

動物に人間と同じ生存権を与えようという主張には、さまざまないかにわしい思いつきや、それ自体が偏見にすぎないセンチメンタリズムなどが入り込んできている。しかし、問題の核心には、だれも無視できない重要な点がある。

この問題には、当然、東洋文化の見直しという関連した問題がある。「一木一草に仏性あり」という思想は、あらゆる生命に尊厳を認め、人間の生命だけに尊厳を認める思想とは違う。これを裏返すとキリスト教への反省となる。現代文化が自然破壊を行ってきたことには、キリスト教のせきにながらぬのではなにかということも真剣に討議されている。

また権利という概念を人間以外のものに拡大するということにも、さまざまな問題がある。特権的な自由人にだけ権利が認められるというギリシャ型の民主主義以来、歴史の基本的な傾向が権利の拡大であったとすれば、その権利が人間を超えて自然の生物にも拡大されるべきだという主張がある。これには、反論がある。人間のなかで権利を拡張してきたことと、人間から自然物に権利が拡張されることは全然べつのことだという反論である。権利という、正面から考えるととてもわかりにくい概念が、近代思想の次元よりも一段と掘り下げて議論しなければならないという状況になって来ている。」(①、1～3頁)

このあと、加藤は、生命倫理学が実質的には権利の縮小にあたる内容を提起しているとして、それとの対比で環境倫理学における権利の拡張を論じているが、この点については省略する。加藤の展開のなかで面白いものは、近代思想が規定している「権利」という

概念の見直しである。

「使えるゴミを捨てるのはもったいないという発想法は、人間中心主義である。使えるゴミを捨てるのは、人間の自然に対する犯罪であると考えるのが、新しいアニミズムの発想である。人間のための自然を守るのではなく、自然のための自然を守れ。そうすると自然保護と人間の生活量の拡大とは一致しない。したがって、自然保護のために人間の権利を制限することがありうる。ということは、自然物に権利の存在を認めることなのである。

従来、権利は人間だけがもつものであった。権利とは、公共機関によって他の要求よりも優先して保護されるべき要件であるが、権利をになうものに、まるで靈魂のように宿るものとみなされる。例えば私は私の財産に対する所有権をもっているが、これはそのものを処分したり利用したりするときに私の意志決定が優先的に尊重され、それによって生じる利益を私が占有するという意味である。つまりみんながその物について私の顔を立てるといふ習慣があるということ、【私がそのものに所有権がある】と表現するのである。まるで私の権利が、私の財産に魂のようにひそんでいるみたいだ。私の財布を分析しても、【私のもの】という元素が出てくるわけではない。

権利は近代社会が生みだした新しい最後のアニミズムだった。その原型は、人間の靈魂である。西欧の文化で、自然物に靈魂が宿っているというアニミズムを脱却するときに、人間そのものに靈魂があるという観念だけは温存せざるをえなかった。人間個人には、たとえ当人が死んでも、それを犯すと、犯した者が復讐を受けるような不思議な力が宿っている。だから遺言を尊重し、葬儀を行って靈魂を別世界に送り出す。その靈の力は、人格とか、人権とかの観念と化して、その力を宿したものを【その人格の所有物】として尊重

する習慣を作り出した。靈魂のアニミズムの近代版である人格と所有の概念は、東洋の伝統的なアニミズム社会もだんだんと受け入れていった。」(①、104～5頁)

加藤はここで、権利を「近代社会が生み出した新しい最後のアニミズム」と規定している。キリスト教は自然物から靈魂を追放し、動物や植物には靈魂がないのだからアニミズム的態度はとるべきではないとした。「靈魂は、被造物の中では人間の独占物である。それを権利と言うのである。自然からアニマ(靈魂)を追放するという文脈では、権利はどうしても人間に限定される。それが人間の自然に対する特権を正当化する。」(①、139頁)というようにキリスト教の位置を定めると、それは人間に靈魂を認めるという意味では一つのアニミズムだ、ということになる。

このように整理すると、環境倫理学が自然に権利を認めようとするとき、それは原始アニミズムの復活を説いていることになる。ところが、現実の論争は、「人間も自然の一部だから、自然を保護しなくては人間も守れないという人間中心主義の観点から、自然物の保護体系として自然物の権利を認めるのか。それとも自然そのものを保護すべきであるということは、自然そのものに生存権を認めることだと考えるのか」(①、140～1頁)といった論点をめぐってなされていて、肝心の「権利」の概念が明確ではないので、実りのないものになっていると加藤は見ている。

#### (5) 加藤の積極的主張

では加藤の積極的な主張はどのようなものであろうか。まず未来の人間の権利について、社会契約説を持ち込んで説明しようとする考えについて、彼は次のようにコメントしている。

「環境問題は、他者を否応なしに巻添えに

する構造をもっている。地球の生態系に対して個人が加入するかしないかの自己決定権を行使することはありえない。だから社会契約という理論形式を当てはめることが根本的な間違いなのである。他者は、否応なしにこの共同社会のなかにいる。他者の権利を尊重しなければならない。この条件で、世代間の倫理は成立する。」(①、134頁)

次に経済成長に関連して、「環境問題の最終的な解決は、あらゆる社会が経済成長を持続しない限り安定しないという成長体質を脱却することである」(①、202頁)と述べられている。

さらに技術と資源問題に関連して、「エネルギー消費の総量が規制されたら、人類は原始的な生活に戻らなければならないと信じている人が多い。これは間違いである。」

(①、203頁)「技術の高度化によってしか効率化は達成されない。」(①、211頁)「燃料資源はもはや不足してはいないのである。地球に残された化石燃料と生物燃料を燃やせるだけ燃やせば地球の生態系が破壊される。だから人間に可能な選択は燃料を使わずに残すことであって、代替燃料を開発することではない。」(①、212頁)と述べられている。

最後に、加藤自身が主張している環境倫理は次の内容である。

「人間と自然が、主観と客観の関係になるといふ近代的二元論を守ることなしに、地球の生態系を守ることは不可能である。このときわれわれは自然の創造主と同じ視点に立って決定を下し、創造主と同じ技術的な主体となって地球を守る。地球を守る技術と地球を破壊してきた技術とは同じ技術である。それらが異なるパラダイムに置かれていて、原理的な『対話不可能性』(科学史家は『通訳不可能性』(incommensurability)に置かれるのであれば、地球は救えない。

地球を救うことは、いわゆる『デカルト的

二元論』の構図でしか考えられない。しかし、その目標設定は、あえて倫理的な『自然主義的誤謬』（ムーア）をおかすことによってなされる。手段の体系としての技術が、規制の対象としての技術に目標を定めるのではない。

近代科学は、総じて手段の体系を提供する。科学に目的を設定する能力はない。目的の設定は、行為としては社会契約である。しかし、その社会契約の前提となる目的は自然主義的に決定される。人類の文化の全体を対象として、目標値を定めて、それを実行するという主観・客観関係は歴史に前例がない。あるとしたら神による自然の創造である。

その目的設定の根拠は、人間存在の同一性である。

(中略)

地球を何のために救わなければならないのか。維持可能な地球を守るという義務はどこから発生するのか。その最終的な解答は人間の同一性を守るためという自然主義的決定である。」(①、218～9頁)

加藤はここで、人間と自然が主観と客観の関係になる、という近代的二元論を前提にし、手段の体系としての技術を規制する目標を、人間存在の同一性という自然主義的決定に求めている。そして、このような目標の設定の仕方は、歴史に例がなかったと述べている。

加藤にとっての自然主義とは「自己が自然的であることを自覚せよ」(①、208頁)というものである。この意味で、人間の歴史的同一性を守ることが自然主義的決定とみなされる。

「環境倫理学という鏡に、未来の文化の姿が映されている」(④、はしがき)という見地からすれば、近代的二元論を前提にした上での人間の歴史的同一性を守るという自然主義的決定に基づく目標の設定、ということが、未来の文化の内実をなすのであろう。し

かし、人間は、いかにして今日の文化から抜け出し、この未来の文化へと到達するのであろうか。

#### (6) その限界

加藤の発想の根底には「地球環境を取り返しがつかないほど破壊する前に理性的に対処すべきだと思う」(①、199頁)という考えがあった。この立場からすれば、未来の文化を見据えた理性の実現を妨害している種々の理論やイデオロギーを批判していくことが至上命題となる。現にこの本では、理論やイデオロギーに対する批判が書かれている。そして、未来の文化も、今のわれわれが理性的と考えている内容となっている。

しかし、「理性的に対処」することが、理性に導かれてはなしえない、というところに本当の困難があるのではなからうか。理性によって導くことが可能であるためには、前提として、人間の主体性が確立されていなければならない。しかし今日の社会ではこの前提が欠けているのである。

従って、どんなにすばらしい提案も、絵に描いたモチとなってしまう。そうだとすれば、問われているものは、「理性的に対処」するためには理性をたよりに出来ず、もっと別の仕掛が必要だ、ということになる。別稿「環境教育原論」で、このテーマにせまってみたい。

#### (II) 『現代思想』佐倉統論文

##### (1) 人間中心主義の裏返しとしての

##### 環境中心主義

加藤の望む「理性的対処」がどのようなものとなるか、次に理性的人間に登場してもらおう。佐倉統の「地球環境はDNAメタ・ネットワークの夢を見るか?」(『現代思想』1990年11月号、以下②と略記)という好エッセイである。

佐倉はまず、自然破壊がいけない、ということの理由を追求し、動物や環境にまで権利を拡大することによってそれらの倫理を形成してその理由とする立場の批判から始めている。

「動物の福祉論を、人間中心主義を排した動物中心主義の価値体系の具現化と評価することは、だから、根本的に誤りなのだ。その多くは、中心であるところの『人間』の部分、たんに他の動物や地球までも範囲を広げるといってすぎない。対象となる動物や環境への『倫理』の適用のしかたは、今まで人間を対象としていたときのものとまったく同じである。つまり、偽装した人間中心主義かつ主体主義。

(中略)

この点、あくまでも人間にとっての環境、という視点から切り込んでいく人間中心主義の方が、まだ、あっけらかんとしている分だけ救いがあるというものだ。いままで見過ごされてきたけれど、人間にとって環境というのは大事なものだ、だからこれを守ろう—この方が、それなりの説得力がある。しかしこれでは、人間にとって重要でない環境は、汚染しても破壊してもいいことになってしまう。この『人間』の範疇に、未来の子孫を入れても同じことである。

どこかに突破口があるはずだ。『人間倫理』という会員制クラブに環境も含めようというやり方や、人間にとっての重要性を価値基準にするやり方ではなく、もっと違ったアプローチが。」(②、218頁)

佐倉は人間中心主義を批判する環境倫理が実は人間中心主義を克服してはいないことを指摘し、次に、人間中心主義では環境は守れないことを述べ、双方とは異なるアプローチを求めている。

そこで「人間」をキーワードからはずし、「環境」に代えてみる。ところがこの環境とは何か、という問にはとらえどころがない。

というのも、あるものMと、それ以外の部分及びその関係をMの環境とすれば、MがM1、M2というように変化すれば、環境も変化してしまうと佐倉は考える。そうだとすると、人間を視野からはずした環境なるものは成立しないことになる。

#### (2) ネットワーク論の欠陥

「人間」だけでなく「環境」だけでもないとすれば、残るものは「ネットワーク」である。ここで彼はアメリカの生態学者レオポルドに立ちかえる。

「レオポルドの全体論的な思想については、その限界とともに、別の機会に詳しく触れよう。また、彼のような思想を述べたのも、別に彼が始めてではないことも指摘しておこう。ただし彼は、生態学がまだ未熟だった時代において、現代生態学と進化生物学のひとつの到達点である『あらゆる生物は平等に重要である』というテーゼを先取りしていた。環境を考えるのではなく、互いに環境であり主体である各々の生物にスポットを当てる。彼らが形成しているネットワークこそ『自然』であり、その調和が大切である、と。レオポルドが偉大なのは、『環境中心』という、実は人間中心主義的な視点を捨てているところである。これは、『環境、環境』とお題目のように唱えたり、『ガイア!』と声を張り上げたりするのに比べれば、格段の進歩である。彼の思想が、現代アメリカの自然保護運動のバイブルのようにになっているのも当然だろう。

少し突破口が見えてきたようだ。環境の代わりに生態系ネットワーク(ウェブ)を中心にとらえること。それを彼らのルールに従って大切にすること。これが、環境倫理学から欠如している重要な倫理観ではないだろうか。

しかし、悲しいかな、『しかし』といわざるをえない。レオポルドの思想とてゲーデル

の魔手からは逃れられない。その生態系の調節と調和を判断するのは誰なのか？レオポルドの答はきまっている。それは自然そのものだ。だけど、自然っていったい何だ？」

(②、219～20頁)

人間中心主義とその裏返しである環境中心主義に代わる視点としてのネットワークは有効ではあるが、しかし、このネットワークをどのように統制するか、という点になると不十分となる。佐倉はその原因を部分/全体の二分法に求めている。

「いま問題になっているのは、その人間のおよぼす影響があまりに大きい、ということである。これは認めねばなるまい。大気圏や水圏とならんで、『人間活動圏』という概念さえ提唱される今日この頃である。森林の伐採など、人間の営為が直接の原因で絶滅する生物種は、一年に何十とも何百ともいう。これは、チーターがシマウマを食うのとは桁が違う影響力だ。このような、文字どおりの自然『破壊』にどう対処するか、ということが、早急に解決を要する問題であることは明らかだ。この結論は、人間を中心にすえて論理展開をしようと、動物の身になって考えようと、何ら変わりはない。ふたつ以上の異なったアプローチをとって同じ結論に達したときは、その結論は真である。誰もが直観的にそれを感じているからこそ、かくも自然保護運動が盛んなのだ。しかし、問題解決の妙案は少ない。今日も、こうしてスパゲッティがゆであがるのをのんびりと待っている間に、熱帯雨林が何千平方メートルと伐採されていく。

結論が明白に出ているにもかかわらず、解決のための有効な手段が講じられないのは、まず第一に、人間/自然という二分法に振り回されているからだ。レオポルドは、少なくともこの二分法からは脱却している。人間もネットワークの一構成要素にすぎない、大切なのはネットワーク全体だ、と。しかしこれ

では、『ネットワークが破壊されつつある今、人間としては何をなすべきか？』という問題の回答には到達できない。この点では、レオポルドもガイアも変わりはない。全体/部分という二分法が、有効な解決を妨げている第二の理由だ。

そろそろ、視野からはずした『人間』を、もう一度、適切なやり方で取り込みなおす時期だろう。」(②、220～1頁)

### (3) 人間の再措定

人間/自然、でもなく、部分/全体、でもないやり方で人間を措定するためには、関係に注目しなければならない。

「ここは細心の注意を要するところだ。ただ漫然と人間を放り込むだけでは、狭義の人間中心的な振り出しに戻ってしまう。二大害悪の二分法(部分/全体と人間/自然)を十分排してから、人間を取り込まなければならない。そう、必要なのは、ネットワークの部分や全体に注目するのではなく、要素間の関係を中心にすえた視点だ。二種類の生物AとBがいる。そこに第三者のCが出現したとき、AとBの関係はどのような影響を受けるのか？そしてそれを受けて、A-C関係、B-C関係はどのようなものになるのか？さらに、新しく変更されたA-C関係、B-C関係は、既存のA-B関係(実は、Cの存在によって修正されている)にどのような影響を与えるのか？この結果であるところの、変更されたA-B関係は…。こうして生じる、はてしない無限遡及のような、関係のネットワーク-メタ・ネットワークの解析は、いま、まさに生態学者たちが必死になって取り組んでいるところだ。ここには、『部分か全体か』のむなし二分法はない。地球は一つの生命体だ、などという安易な主張もない。各々の要素としての生物種と個体群と個体が、生態系や群集とともに動いている。そして彼らが生きてるように、彼ら同士の関係も生きて

いる。また、生態系メタ・ネットワークは、人間/自然の二分法も排除する。自然とは、メタ・ネットワークの空間的・時間的総体であり、人間と対立するものでもなければ、人間をのみこむものでもない。ほくらが言う『人間』-ヒト(ホモ・サピエンス)ではなくして-は、このメタ・ネットワークそれ自体のことなのだ。空間的にも時間的にも、ホモ・サピエンスはこれらのネットワークと共にある。

このメタ・ネットワークの構造と機能が明らかになったとき、地球生命体でも土地の倫理でもない、新たな倫理学-かりに生態メタ・ネットワーク倫理学とも呼ぼうか-の体系が浮かび上がってくるはずだ。」(②、211頁)

加藤とは異なって、佐倉は二分法を排している。そのうえで措定された、メタ・ネットワークとしての人間というモデルは分析可能であると彼は見ている。ではどのようにして分析していくのか。

「ほくたちはメタ・ネットワークとしての人間について、いまだに知りえてはいない。だけど、気づいてはいる。感じてはいる。ヒトは、自然を破壊しているのではない。破壊された『自然』を回復するには自然の調和が大切なでもない。人間は、自然という名の人間を破壊しているのであり、その回復には、人間の回復が必要なのだ。いま求められているのは、価値観の見直し、新しい倫理学である。コトの善悪や価値が問題なのではない。『自然や環境をヒトが破壊することが悪い』のではなく、『メタ・ネットワークが変形して、ついには存在しえなくなってしまうこと』を、メタ・ネットワーク自身が感覚的に気づき始めたのだ。この変形や要素間の影響を『知る』ためには、メタ・ネットワークの各要素の『機能』を突き詰めていかねばならない。

こう考えると、果てしなく困難な道のりに

思える。だって、DNAから生態学を再構築するということは、事実上は不可能だ。だけど、機能と因果関係を言語化することだけが、知るための選択肢なのではない。メタ・ネットワークの『見方』で周囲を見直すと、ゆであがりつつあるスパゲッティと窓の外に降る雨の向こうに、いままで見えていなかったネットワークが見えてくるような気がする。とりあえずそこから始めてみよう。

簡単なことだ。あなたの愛する人をいつくしむように、生命に敬意をもつこと。DNAの息吹を感じる。そして、あなたを優しく、彼らのメタ・ネットワークの中におくこと。進化生態メタ・ネットワーク倫理学は、そこから始まり、そこに終わる。」(②、222頁)

人間は、自然という名の人間を破壊している、という見方は正しい。しかし佐倉の人間には社会性が欠落している。彼は人間の社会をメタ・ネットワークとしているわけではないから、そのメタ・ネットワーク論は、人と人との社会関係抜きのものとなってしまっているのである。

従って佐倉の議論もある種の主体性論であり、人間を目覚めさせて主体として回復させることが目的となる。だから「価値観の見直し」や、メタ・ネットワークへの一体化、といったことが提起されることとなる。

しかし、人間の人間としての回復の構想が社会や文化を欠落させたいやうでねられたとしても、それは人を失望させるような提起にしかかなりえないだろう。

## 環境教育原論

安藤一夫

### 1) . 問題の設定

環境教育といっても、学校教育を念頭に置いているわけではない。また、教育というコトバが、その内容にふさわしいかどうか、ということも問わない。

今日の環境問題が文化の問題であることは多くの人々が認めるところである。そして、文化というものが教育にはなじまないものであることも、すこし考えれば理解できる。というのも、文化が教育の基準を創るのであって、教育が新しい文化を形成しえるわけではないからである。

加藤尚武の言うように、「環境問題の最終的な解決は、あらゆる社会が経済成長を持続しない限り安定しないという成長体質を脱却すること」(①、202頁)であれば、その実現のためには新しい文化を創りあげる他に道はない。ところが「人類の文化の全体を対象として、目標値を定めて、それを実行するという主観・客観関係は歴史に前例がない」(①、218頁)とすれば、われわれは、まだ基準すら明確にはなっていない自己教育を自らに課さねばならないのである。

従って、環境教育原論というテーマで念頭におかれているものは、環境教育の基準となるべき新しい文化を、基準づくりの方から展望する、というものとなる。そこで、とりあえず、環境教育をテーマとした文献をひもといてみよう。

### 2) . 通常教育論の欠陥

沼田真監修『環境教育のすすめ』(東海大学出版会、以下③と略記)に黒坂三和子の「子どもの遊びから始まる創造的な自然教育」という論文が出ている。この論文は自然教育の思想を手際よくまとめているので、資料として本誌に掲載してある。

この論文を読んで気づくことは、自然教育の基準に生態学の方法が置かれていることである。今日の自然破壊が生態系の破壊である以上、生態学者が危機意識をもたざるをえなかったものであり、生態系の維持という点に関心が集中せざるをえなかった。だからここで生態学の方法といっても、学問の一般的な方法ということではなくて、生態系を維持するための方法論であり、それは究極的には、生態系との一体化、という基準に収斂されていく。

黒坂のまとめに従って、その内容を要約していくと、現代の人間が自然を破壊してそれを自分の快樂の資としている根底には、自然についての誤った思想があり(③、150頁)、それは、精密科学としての自然科学がもたらす自然像が一面的なものでしかなか

たことと関わっている。

だから「自然教育が目指すことは、精密科学の方法では見落とされてきた部分の自然にも目を向け、総合的な新しい自然とのかかわり方(自然観)を探求することと、深く関連しているようである」(③、156頁)というように問題が設定される。

そして、近代科学がもたらす自然観がキリスト教の自然観に起源をもつことが指摘され、新しい自然観として、自然そのものとなること(③、156頁)が主張される。

このような基準を見れば、そこには佐倉の場合と同様(本誌文献解題参照)社会が視野に入っていないことが判明する。

その原因は黒坂のまとめの出発点にある。「人間は考えているように行う存在である」(③、150頁)という前提から論を進めているが、この前提そのものが、近代思想に無批判的によりかかったものである。従って、この前提を認めてしまえば、社会は視野には入ってこなくなるのである。

加藤が「人間の同一性を守るためという自然主義的決定」(①、218頁)といい、佐倉が「生命に敬意をもつこと」(②、222頁)といい、黒坂が「自分を自然の一員として見直」(③、158頁)す、というとき、共通しているものは社会批判を欠いた自然主義だ、ということである。

### 3) . 近代社会科学の無力性

環境問題に関する哲学者たちや自然科学者たちの提言をこのように切ってしまうことには異論があるかもしれない。というのも、そもそも社会を分析対象として成立している今日の社会科学が、環境問題に対して有効な提言をなしていない、という現実があるからである。

従って社会科学が何故失敗したのか、ということを明らかにし、新たな知の形態を模索しない限り、哲学や自然科学に立脚した環境論に対する建設的な批判にはなりえないのである。

近代社会科学も自由意志をもった人格を前提にしていた。この点ではそれは哲学や自然科学と同様であった。それゆえ、加藤や佐倉に対してなした批判は、そのまま、近代社会科学にも妥当する。

だが、このことよりも、もっと注目されるべきことは、近代社会科学が、環境問題を解決するための現実的な提言をなしていない、という点である。持続可能な社会とか、持続可能な発展、といったコトバが一人歩きしているだけで、個々の内容は主観的願望の域を出ていない。

そして、現実的な提案は、カウンターカルチャー(対抗文化)としてなされはじめている。このことのもつ意味が明らかにされねばならない。

つまり、環境問題の解決は文化の変革の問題であったとすれば、それ自体現在の文化を

構成している近代社会科学の変革が問われていたのであった。この変革のためにはどこから手をつければよいだろうか。

#### 4) . 近代社会科学の前提への批判

近代社会科学の前提にあるものは、個人の自由と平等であり、つまりは個人は自由意志によって行動を選択できる、ということだった。この前提が疑われなければならない。

その際、困難に直面する。というのも、今日の社会で人々は、一般的には個人は自由意志によって行動を選択できる、という観念をもたざるをえないからである。だから問題のたて方としては、この観念が擬制であり、ニセモノである、ということを示そうということになる。

従来も、自由と平等は、抽象的一般的に保障されているだけで、現実的には、カネがなければ何もできない、といったような内容での批判がなされていた。この種の批判は、人々がとらわれている観念の内容に現実性がないとするものであったから、観念そのものの虚偽性を批判するものではなかった。巷に流布していたマルクス主義は、この種の批判を展開していたが、観念そのものの虚偽性の批判に成功しなかったことによって、それ自身近代社会科学の枠内にあったといえよう。

こうしてここでの問題は、この観念そのものが虚偽であることを示すこととなる。そのためには、意志が何かによって支配されていることを明らかにする以外にはない。

個人が別の個人に支配されておれば、個人の自由という観念はそもそも生じない。いま問題にしている意志支配は、個人の自由という観念を生じるものでなければならない。

人間は常に自然法則によって支配されている。人間の行動は、その支配の枠内にある。しかしこの場合、人間の意志が支配されているわけではない。意志の自由と自然法則への従属は両立しうる。

他人に対する従属でもなく、また自然法則への従属でもないあり方、商品経済が発達することによって、この新種の従属のあり方が生まれてきた。そのあり方とはどのようなものだろうか。

#### 5) . 市場システムの特徴

商品経済を一つの社会システムとして見てみよう。その際簡単にするために、資本と貨幣を度外視しよう。そうすると、このシステムは結局は市場のシステムとなる。

市場に登場する人間は、相互に独立した私的所有者たちである。この人間たちにとっては社会全体の経済は見えてはいない。人間は、自分の私有物を商品として市場に出すことによって始めて、他の人たちとの経済的なつながりをもつことが出来、自分を社会の一員とすることが出来る。

だから、このシステムにあっては、私的所有物相互の関係が社会を形成しており、個人

は商品を所有する限りで社会に参加できることとなる。ここでは物が社会を代表し、人はこの社会的な物（商品）を所有する限りで社会人となる。

経済社会がこのように人間の主体性を排除したかたちでできあがっているとき、人と人との社会的関係はどのようなものとなっているだろうか。人と人々が、相互に関係しあつて社会を形成している物をもつという点で社会人として認められるとすれば、個人はただ私的所有の主体としてあるだけでよい。それ以外の人格的關係は市場のシステムにとっては不必要である。

こうして、基本的人権（自由・平等・私有権）が市場のシステムから生まれてくる。人間は経済だけで社会を構成しているわけではないから、政治的・文化的社会をつくりあげていくが、その内容は基本的人権を土台にしている。

だから、自由・平等は、人間が社会の経済過程で物としての商品に主体をゆずりわたしていることの帰結なのである。だが、商品が主体である、ということは意識されないで、人間は自身を自由で平等な主体として観念せざるをえず、自分の行動を自分の意志で決定しうると考えざるをえない。

こうして商品の主体性についてもっと詳しく検討しなければならない。

#### 6) . 本能的共同行為

商品が人間から主体性を奪う方式は、貨幣の生成に典型的に示されている。従って貨幣を視野に入れよう。

貨幣が生成されていず、諸商品はお互いに物々交換されているとすれば、商品交換は全面的になされはしないし、商品の社会性も発達してはいない。ある商品が別の商品と結びつけるかどうかは偶然である。

だが全ての商品が単一の商品との交換を要求すると、この商品は全ての商品を購入できるという力を与えられる。こうしてこの商品は貨幣となる。

ところが商品所有者たちは、自分の商品で全ての商品を買えるように考えたとしよう。そうするとどの商品も貨幣になれず、従って市場システムは成立しない。

現実には商品所有者は、自分の商品に価格をつけて、それを市場に出すことができるが、そのとき彼は、貨幣となっている商品で自分の商品の価値を表現することによって、貨幣を生む行為に参加したのであった。

物に価格をつける行為はたしかに人間の行為なのだが、そこには意志の自由があるだろうか。それは単に外的に決定している事柄への参加ということではなからうか。

というのも、ある一つの商品を貨幣にするために、共同することが必要である、ということや、どの商品がいくらになるか、といったことは、商品の相互関係から決定される事柄だからであり、人間はこの商品の相互関係を決定する主体ではないからである。

必然性の洞察が自由であるといわれる。自然法則に関してはそうであろう。だが商品の

場合、人間が商品所有者として、商品の相互関係を形成すること自体において、この関係に支配されているのである。例え必然性が洞察しえたとしても、商品のシステム以外の経済システムを形成しえない限り、自由はない。

その上、もっと決定的な事は、商品に支配された行為は人間にとっての意志行為としては意識されないという点である。従って、それは服従としても意識されない。商品所有者が商品に価格をつけることによって、同時に貨幣を生成させるとき、貨幣を生成させる行為は決して意識されてはいない。その行為は商品所有者の誰もが行う共同行為であるにもかかわらず、無意識のうちでなされる本能的行為なのである。

商品に意志を支配される、というとき、そのあり方はこのようなものであった。商品に意志支配されて行う商品所有者の行為が当人にとっては行為として意識にはのぼらない、本能的行為としてあるならば、意志の自由という観念はゆらぐことはない。

#### 7) . 近代社会科学の限界

今日の社会において、人間は商品に意志支配されている。ここから出発すると、意志の自由を前提とする近代社会科学の限界が見えてくる。人間が経済社会の形成を無意識のうちでの本能的行為によって行っているとすれば、経済社会の根本が近代社会科学の視野に入っていない理由が明確になる。というのも、意志の自由を前提にする以上、無意識のうちでの行為は、学の対象とされることはないのだから。

こうして、近代社会科学が、環境問題解決のための現実的提案をなしとげられなかった原因が判明する。環境破壊は、主として経済社会が推進したものであったが、それが人間の無意識のうちでの本能的行為にもとづくものであったとすれば、このことを理論体系の外において近代社会科学にとって環境問題は手におえるものではなかったのであった。

だからといって、自然科学的アプローチや、生態系との一体化といったことで問題が解決されるわけではない。近代社会科学がその視野に収めることの出来なかった事柄を把握する新たな知の形態を創造することが問われているのである。

#### 8) . 新たな知の形態と環境教育

必然性の洞察が自由である、というテーゼは、新たな知の形態にあっても妥当するのだろうか。意志の自由が擬制であることが判明したいま、知はやはり自由を求めて進んでいかざるをえない。

商品による意志支配が、人間に無意識のうちでの本能的行為をとらせ、そして、経済生活における人間の行動が、環境破壊をどうしようもないところにまで進めてしまったとすれば、この無意識のうちでの本能的行為を制御することが課題となるはずである。ここに環境教育の基準をおくことができよう。

近代社会科学の限界をこのように切開し、新たな知の形態を模索しようとするとき、生態学の方法の適用や、環境倫理学の問題設定が新たな意義をもってくる。それらにはあらゆる方面から、文化としての知の形態を仕上げようとする衝動がある。

近代科学の歪曲された理性主義に反発するあまり、もっぱら感性及び自然への一体性を追求する立場が選択されがちである。しかし、その場合に、知は不自由になる。今日の理性の限界を指摘するに当たり、不自由な知の形態をもってしても成功しない。

今日の理性は、人間が日々行っている社会的な本能的共同行為の意味を把握できず、従ってそれを制御することもできないほど不十分なものであった。意志の自由を前提とする近代科学という知の形態の狭さが、このような理性の貧困をもたらしているのである。

意志が支配されている、という見地から、理性を働かせれば一体どうなるだろうか。今日の社会での自由は、経済生活からの自由、それを理性的に形成することからの自由であった。環境問題が深刻化することによって、この自由は、実は最大の不自由であることが判明してきた。

経済生活を支配している「目に見えない糸」をさぐりあて、それによってあやつられている世界を変革すること、ここに知にとっての最大の自由が生まれてきている。新たな知の形態が文化としての知とならざるをえないこと、理性に対しては感性を対置して事足れりとするのではなく、より深化された自由の追求を理性に課さねばならないこと、環境教育のさし当たった目標はここにある。

#### 9) . 文化圏の形成

今日の人間の経済生活が、商品に意志を支配され、人々の観念にあっては自らの意志行為としては自覚されず、無意識のうちでの本能的共同行為となっていること、この事態を理解することは困難ではない。何故なら、今日人々は毎日このような行為を実践しているからであり、近代科学のメガネをはずしさえすればよいのである。

困難は、無意識のうちでの本能的行為を、理性によって制御しうるかどうか、というところにある。旧ソ連「社会主義」の実験は、この困難に挑戦したが、意志の立場、つまりは政治に固執することによって、この本能的行為を制御することに失敗したと見ることができる。

無意識になされる経済的行為を、意志（政治、法律、倫理 etc.）によって統制しようとすることは根本的な無理がある。それはおそらく、文化によってしか手に負えないであろう。

文化、といっても色々ある。今日の環境問題は、現在の社会システムと、その文化の危機を示すものであり、その結果今日の文化圏の中に、多種、多様、多重の諸文化圏が形成されている。というのも、今日では、脱サラして農業をやり、食糧を自給するという実践を行うだけで、一つの文化圏を形成しえるのである。



これらの諸文化圏はそれぞれネットワークを形成し、お互いに影響を与えあっている。新しい皮袋はすでに形成されはじめている。しかし、新しい仕事の担い手の多くは、旧い意識にとりつかれた人間である。新しい皮袋には新しい酒が入っていない。

近代科学まらだしの理性を働かせている人間もいるし、他方それに反発して、感性に頼り自然への一体化を説く人間もいる。多元主義はよいではないか、と口では言いつつも、お互いにヘゲモニー争いを繰り返している。

今日の経済生活への批判が理性や意志の領域から文化の領域へとその土台を変えようとするとき、力の結集の仕方も変化していかざるをえない。

#### 10) . 教育実践の現場はどこに

いま形成されている多くの文化圏は、今日の支配的な文化に反発するところから出発している。従って、一端形成された小文化圏それ自体の拡大をはかろうとすれば、支配的な文化との相互領有関係にとらわれてしまう。

例えば支配的な文化の商品経済に反発して小共同体を形成し、商品をなくそうと努力したとしよう。商品は本能的な行為に支えられているから、意志の力で制御できる範囲は限られてくる。小文化圏は決して支配的な文化を呑み込むことはできず、それとの相互補完関係を形成することによって、安定する。

同種の小文化圏は多数形成されているが、それぞれが支配的な文化との相互補完関係を形成して安定すると、小文化圏相互の連合が展望しえなくなる。

ではどうすればよいのだろうか。小文化圏は、その内部で商品経済を断ち切ろうと努力したことの帰結として、支配的文化との相互補完関係に陥ったとすれば、そのような努力を回避してみればよいのである。ところが、もともと小共同体自体、商品経済の影響を断ち切ることを目的に形成されてきた。従って、ここで当初の目的を見直すことを迫られるのである。

そのとき、文化としての知が試される。ここで述べた環境教育原論は、はたして指針の役割を果たせるであろうか。その役割を果たせれば、この試みから、環境教育各論が産出されてくるであろう。